

昭和三十三年九月三十日招集

第三回市議令定例令々議録

館山市定例市議会全議録

昭和三十五年九月招集(第一号)

一九月三〇日(金曜日)

一現在議員三四名でその氏名次の通り

- 一 番 山本 昇 二 番 脇田 順 一
- 三 番 三沢 節 四 番 志村 信 作
- 五 番 岩崎 静 敬 六 番 嶋 田 繁
- 九 番 吉田 勇 治 郎 一〇 番 佐 野 信
- 一一 番 川 名 秀 吉 一二 番 黒川 佐 太 郎
- 一三 番 長谷川 光 江 一四 番 江 田 徳 太 郎
- 一五 番 小林 寅 之 助 一六 番 石 井 孝
- 一七 番 安 沢 徳 順 一八 番 安 西 政 治
- 一九 番 法 木 嗣 郎 二〇 番 萩 生 田 七 郎
- 二一 番 後 藤 ゆ き 二二 番 田 中 祿 郎

二三番 吉田辰雄 二四番 飯田義男

二五番 鈴木市藏 二六番 鈴木彦太郎

二七番 田中忠藏 二八番 加藤良太郎

二九番 遠山ヨネ子 三〇番 北山茂雄

三一番 田村喜兵衛 三二番 鈴木孝

三三番 山口幸三 三四番 松本藤太郎

三五番 山口康 三六番 鴻貫壯作

一 議事日程 第一号

昭和三十五年九月三十日午前十時開議

報告第八号 昭和三十五年度七月例月検査報告

・ 一九号 八月臨時出納検査報告

・ 二〇号 九月例月検査報告

・ 二一号 臨査報告(高校、青年学級、幼稚園、保育園)

・ 二二号 (公益賃屋)

第一

報告第三号、臨査報告（と畜場、火葬場）

第二 報告第二四号、千葉県立館山職業訓練所寮宿舎用建物を千葉県に

付しと券付く肉する専ら此分報告

第三 陳情書

第四 議案第八五号 臨査委員の選任につき市議会の同意を求めらるつて

第五 八六号 教育委員会委員の任命につき市議会に同意を求めらるつ

つて

第六 六三号 都市計画街路事業橋梁工事請負契約の締結について

第七 六四号 消防団消防自動車用タイヤ購入について

六五号 消防団消防自動車用タイヤ購入について

第八 六六号 消防署消防自動車用タイヤ購入について

六七号 消防署消防自動車用タイヤ購入について

第九 六八号 広報連絡車購入について

第一〇 六九号 広報連絡用原動機付自転車の購入について

第二 議案第七〇号 東長田用水改良事業用資材の購入について

第二一 〇 七二号 昭和三十五年年度事業分担金の賦課総額の決定について

第二二 〇 七三号 中学校科学館建設費指定券の令收受について

第二三 〇 七四号 高等学級産業教育施設費指定券の令收受について

第二四 〇 七五号 休養施設備品費指定券の令收受について

第二五 〇 七六号 館山市国民健康保険条例の一部を改正するについて

第二六 〇 七七号 千葉市外百一市町村の軽自動車税の賦課増収に因する事務

を討う職員の手当設置規約の一部を改正するについて

第二七 〇 七八号 館山市職員給与条例の一部を改正するについて

第二八 〇 七九号 昭和三十五年年度特別会計公益質屋追加更正予算

第二九 〇 八〇号 国民健康保険追加更正予算

第三〇 〇 八一号 と畜場追加更正予算

第三一 〇 八二号 休養施設追加更正予算

第三二 〇 八三号

第一 議案第八三号 昭和三十五年度一般会計追加更正予算

第二 〃 八四号 京用自動車の購入について

第三 〃 八七号 国民年金に関する意見書

一 本日、会議に付く事件

議事日程と同じ

一 法律百三十一号による出席説明員

市長 田村利男

助役 小出武男

収入役 完産 貴

総務課長 山口 実

秘書課長代理 小倉澄男

商工水産課長 羽山 序雄

福祉事務所長 長谷川 玄右

厚生課長 伊藤 幸太郎

深險課長 神作啓次郎

稅務第一課長 眞田森吉

農務統計課長 多田俊一

市民課長 吉田耕一

建設課長 高木哲三

選管書記長 新井重助

消防署長 大島重義

安藤龜吉

教育長 工藤和平

庶務課長 鷗沢貫寛

監査委員 関 武夫

一本議会の事務局長書記および職員

事務局長 高梨清一

書記 太田博雄

職 員 兵 藤 恭 一

同 山 口 晴 之

一 千 前 十 時 開 議

一 出 席 議 員 三 三 名

一 欠 席 議 員 一 名

二 三 番 吉 田 辰 雄

。 議 長 山 本 早 君 本 日 の 出 席 議 員 數 三 三 名 以 上 第 三 回 市 議 會 定

例 會 を 開 會 し ます。

本 定 例 會 の 議 案 説 明 の ため 田 村 市 長、 小 出 助 役、 免 入 收 入 役、 山
口 課 長、 羽 山 課 長、 夏 田 課 長、 高 木 課 長、 新 井 課 長、 吉 田 課
長、 真 田 課 長、 神 作 課 長、 伊 藤 課 長、 長 谷 川 所 長、 大 島 書 記
長、 小 倉 主 事、 工 藤 教 育 長、 鶴 沢 課 長、 安 藤 署 長、 関 監 査
委 員 以 上 の 出 席 を 求 め ます。 此 の で 御 報 告 し ます。

全議録署名員を指名いたします。

従来の例に準じまして二番議員脇田順一君、九番議員吉田
勇次治郎君以上両君を指名いたしますがこれに御異議あり
ませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長山本 早一君(君)御異議なしと認めます。

よって決しました。

議案を配布いたします。

(議案配付)

○議長山本 早一君(君)配付の件はございませんか。

よしと認めます。

会期の決定を行います。

本定例会の会期につきましては議会議事協会の意見
は本日とも十月三日までの五日間ということでありませ

お諾りいただきます。

会期を五日と定めさせていただきます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本 昇一君)御異議ございと認めます。

よって決定いたします。

本日、議事はお平元へ配付の日程表より行います。

これより議事となります。

この際本定例会の議案につきまして市長の提案説明を求めます。

(田村利男君登壇)

市長(田村利男君)本日この格和三五年九月定例会市長を招集

いたします。当面する諸案件について各位の御審議を

お願いすることになります。先般姉妹市ベリニハム

のウェストフォード市長一行が突然本市を訪問された際

し、し、し、は各般にわたる各位の御協力によりまして姉妹市
間の協力の十二分の成果を上げることができ無事全日
程を終了いたしました。昨日九日一時羽田から空路帰
国へ途につきましたので、御報告を厚く下礼申
し上げる次第でございます。

さて本日提案いたしました案件は専次処分報告一件、都市
計画新路線事業橋梁工事請負契約の締結を始り、消防
自動車二台の購入、乗用自動車、購入、広報連絡車及び
原動機付自転車、購入、用水路事業用資材の購入、林道
及び小田地開発整備事業分担金の賦課総額決定、
寄付金收受について三件、条例等の一部改正四件、一般会計
及び特別会計の追加更正予算、さらけ教育委員会委
員一名の任期満了の後任者の決定について市議会、同意
を求め、件でございます。いすれも各案件ごとく担

き職員より詳細に御説明申しエグりますので、之とぞ十分
御審議の上御賛同下さいませ。ことをお願い申しエグります。
簡単でござい御挨拶の如くおえり次第でございませ。

議長(山本 早一君) これより日程に入りませ。

日程第一報告第一八号乃至二三号を一括して上程いませ。

(書記 胡 説)

報告第一八号 昭和三五年七月例月検査報告

一九号 八月臨時出納検査報告

二〇号 九月例月検査報告

二一号 監査報告(高校、青年学級、幼稚園、保育園)

二二号 (公益貨屋)

二三号 (と畜場、火葬場)

(関武天君登壇)

監査委員(関武天君) 報告第一八号乃至第三号について御説明

申上げます。

まず一八号でございましてが九月一三日に実施いたしまして
例月検査の結果の報告でございまして。

一般会計におきまして収入の部における収入未済額が
九千六百九十円あまりを載せられておりますが細期のこま
いものが約七千三百四十円ほどありまして正味の滞細額
は二千三百五十円ほどでございまして。

支出におきまして二千七百七十円ほどで下ります
がこのうち土木費においてバイブレーションローラーを
一名買っております。百六十円を支拂われております。

以上で一般会計につきましては御了承願いたいと存じます。
次に特別会計に移ります。休養施設会計支出の部は四
百五十円あまりを載せられて下ります。このうち四百三十円は
建設費でございまして。

以上で第一八号を御了承願いたいと存じます。

次に第一九号に移ります。八月一三日議員三名のすのおま合を御了りしと臨時出納検査を實施いたし御了りした。

まず一般合計におまして市税の収入未済額であります。これは七月末の納期がまだあるものであります。関係で正味滞納額は前月よりふえてあります。納期のこがれものが五千二百八十万円ありますので差引き正味滞納額は約三千七百七十万円ほどでございます。

市税の収入割合をみますと七月末まで四百四十万五千円ほど入っておりますがこれは前定額に比して五四、三%の増であります。昨年比は四六、五%でございます。

以上で一般合計を終りまして特別合計に移ります。

国民健康保険の事業収入として三百十五万あり入っておりますがこれは国民健康のう給付されまして療養給付費

の負担金が三百十二万五千円あり、その合んであります。
 次に休養施設として鳩山荘の収入にあつて、その他
 収入で千七百五十万円の収入をしております。これは市債が
 千五百万円入つたのであります。一般会計からの繰入金
 二百五十万円で、事業収入で三十五万三千五百余円入つて
 あります。七月五日から営業を開始いたしました。七月二五
 日までの分の売上額でございます。

以上で第一九号についての説明を終わります。

次に二〇号、九月一三日と定めた臨時月検査の報告
 でございます。一般会計市税に於いて千八百万円の収入
 となっております。この内訳は市税が四百六十万円、固定
 資産税が約一千万円、たばこ消費税が二百十二万九千円
 あり、その他電気が八十六万円の収入をしております。
 市税の収入未済額をみますると、千五百万円に記

載されております。このうち納期のこぼいものが約五千＝
十で正味滞納額は二千五百三十万円でござい
ます。支出はおよそ約二千二百万円であります。大まかもの
としましてはエ木のトラックがニブカーを買った費用でトヨタ
の五トニ積ミトラック一台百三十一万とトヨタのガニブカー
が一台百五十万円でございまして。

以上で一般会計を終りまして次に特別会計に移ります。
公益質屋会計で欄外の貸付現在高百七十六万九百六十円
でございまして。般形質屋が九十七万六千五百円。富崎
質屋が七十八万四千九百九十円でございまして。

国民健康保険で保険料の収入未済額は二千八百六十五
万円でございまして。このうち納期のこぼい
ものが二千六百六十万円で正味滞納額は約七百四十万
円でございまして。

保険料の収入状況をみますと合計額が九百八十万円ほど
 入っておりますがこれは前年度の納期のきつたものに対する
 二五、六名でござります。昨年同額は二七、八名とござります。
 次に休養施設事業収入が百二十三万七千八百九十九円で
 これは七月二十六日から八月三日までの営業収益です。
 支出におきまして六百三十四万円ほどでござります。この
 うち建設費が四百四十八万円、通常経費が二百三十
 八万円でございます。以上で二〇号の説明を終わります。
 次に二一号について申し上げます。六月二十八日から三十日まで
 高等学校、青年学級、幼稚園、保育園における昭和
 三四年年度の授業料等の徴収状況、経費の整理状況に
 ついて調査を執行いたしました。お、おね見と参りますと
 そのつと不備な点は指摘してありますので、總括的に申
 上げますと、年々非常によくなっております。特に

接業科等の徴収についてその帳簿の整理状況 市倉庫
の細付状況等はおおむね良好と認められます。これは
公倉取扱上当然のことではございますけれども関係職
員の努力によるものでございまして私どもはその労を深く
多とする次第でございします。

以下細い点につきまして若干指摘—これを是正してい
さくようにそれ—関係者には申し伝えてございします。
内容を御精読願いたいと存じます。

次に第一号について御説明申し上げます。

公益貨屋の監査を九月一日に実施いたしました。表面
の出入材料をみるとはこの表にございますように二三十万
四百九三月の赤字となっております。—の—これを事業
経営上の観点からみますと付表に記載いたします。
ように貸借対照表を御覧いただきますと思っております。

當の赤字と比べてあります。 貸屋会が特に公益で

ありますので赤字のであることはやむを得ないことであり
ます。ばでまればサーでもその赤字が少くて済むように常
に係を督促して今まで参つてあるのであります。アメリ
このような数字がでまるといふのでございませぬ。

貸付金・利息の収入について昭和三十年から四年度まで
の収入状況を記載いたします。年々増すか否か不えてお
ることは事実でございます。特に三四年度は三年度
と比較して三割一分も増加してあります。一、二、三、四
それ以外に経営費の方面増加してあります。うで結果と
おいてはやはり赤字となるのでございませぬ。

次。流貨物売却処分については元金で六十四千円ほど
流失処分を売却処分したのでございませぬ。これが二十六
万四千八百九十八月の売上げでございませぬ。元金へ

二四〇九千八百六十三月つれまゝにて利子、方、一万五千百三十円
入れたのでございませう。従つて帳簿上は三四万五千三百三
十七月の損失を生じておりましたけれども、まだ流天物充
却未済のものば二四〇点保管してあります。この処理につ
きましては本當の機を逸さぬようになさるゝも条件よく充れるよ
うに適切に時期を選んで処理してもらうよう強く指摘して
おきます。以上で公益賃屋の監査の^{報告}結果の況形を終ります。
次に第一三号について申上げます。

九月六日と畜場と火葬場における三四年度の事業運営
状況について監査いたしました。

と畜場でありました。記載いたしましたよう差引さ
四三万月あまりの赤字となっております。しつぱうこ
のうちには臨時の支出とも認められる軌条取付工事請負費
が八十三万月あまり。看守人の退職手当が二十一万月あま

り、これらを含んでありますので、平常的な教育につきましては、約六十万ほどの黒字だと思っております。

と畜場の使用料、徴収につきましては、認紙によって行われているのであります。が、関係簿冊と該等認紙の合致していることと認めました。三〇年度から四年度までの使用料の徴収状況はこの表にある通りでございます。

施設につきましては、移動用の軌条の取り付け、電気鋸を利用する、電話を架設した、こういう関係者から多年要望の強かった施設が着々と整備されてきて、大いに活用されております。これはこの事業の進展上まことに同慶にたえないところでございます。

一、厩物の貯通槽はコンクリートで完備されてきたが、殺菌に際して生ずる血液の処理施設がまだできておりません。いろいろ話を聞いてみますと、本町に科学的な処理

施設をすることとは相當の至費もかゝりかつあのと殺場の
建物 そのものをと変えていかゞければならぬ。これは現在の
敷設状態に於いては至難のことであらうかと思ひます。

せめてできるならば浄化施設を作つて血液を清浄にして
流し込むといふことが出来るものか、もし出来ると思はば
そういふ施設をされることが望ましいと思つた次第でござ
います。それからつり下がり移動用の軌条を家屋の中
に施設し、その重さでと畜場の建物の棟がたる
んで来ております。その建物の下側の板が氷などかけら
れますので相當腐つております。この二つは至急修理を
すれば比較的安い至費で出来るように思ひます。ついでそ
う願ふべく願ひたいと指摘します次第でございます。

次に火葬場でございます。収支にあまりしては十二万七千
五百四十九月の赤字となつてあります。

この使用料の徴収については、畜場と同様に、収入証紙によって行われており、すなわち、向違いのないことを確認している。

施設は、入って右側に建物を入れてあり、これは昭和三三年一月に建てたものであり、送葬者の待合施設として非常に利便さがあり、今後ともあの施設を市民の本心にふまげて、遠慮なく利用できるように十分留意してほしいものである。

火葬用炉に通じます重油のパイプがありますが、あれが炉に近いくところの部分が磨滅してまかなくなっており、又パイプの継ぎ目がケチまかできるところから重油が漏れ出ております。すなわち、煙突の上部周辺のコンクリートがはがれまわっており、つけおれにくるかわからない状態の下、このパイプと煙突は非常に危険でございます。

るなら至急修理してほしいものでございます。
以上で三三号について説明を終ります。

議長山本 早君以上で報告第一八号乃至三三号の説明は終り
ます。お御質疑ございませぬか。

三〇番(荻生田七郎君) ちよと特別会計のあり方につきまして市長
さんにお尋ねしたいのであります。今報告のありまし
る各種特別会計の内容につきまして若干その事業その
ものはいすれも市の直営である、いわゆる公共性をもちま
りますから民間の経営状態とはおのずからありかたを異
にするとは当然であります。例えばと畜場の場合にい
ては実質的には黒字であるとか、わづら赤字と云つてある
また火葬場一つ、こうーなところへさうと水道あり、休
養施設あり、と特別会計がござりふえて参つておるのであり
ます。従つて一般民間会社の経営状況からいましてす小

ばとまには強き採算利率等が用ゝられて一般会計への適正
 な運営化が行われておるのであります。市の場合は先ほど
 申しあげましたように当然この経営実態というものが
 まだ形式論に於いても違つておる。これは当然であり
 ますけれども、さういふ表面のみで現われおる教
 字のみを受けとつて報告をうける場合、われわれは特
 殊な特別会計の内容によつてまづ、漠然といた報告
 漠然といた知識のみでの取得でまづ、いのであります。

例えばと畜場の問題、これは当然相当の赤字が生じて
 おるのであります。今は赤字とよつておる、その実態は
 どうなつておるかといふことをわれわれは概念的に、か
 わらない、さういふことはい、かどうか、この点につ
 きまして御當りの説明を聞きたいと思つてます。すな
 わちこれを一般の経営状況として例え、今圓う場合

施設を加えますすれば固定資産の増加と見て現われる。
そうして強き採算制のバランスシートが一応であるのでは
ないか、ところが従来のこうして形式におさましてはそ
れがつかまぬかでない。私どもは常々特別会計をみる
場合においてこうして実態というものを握りしめてい
そうして社会公共性を建前として場合それに対応して
相当の一般会社の繰入金に当然であります。特公
益復屋の場合におさまっては当然そうしてそのこととさ
なければならぬ。要するに概念的には、きりとした
一つの見通しといふ、ますか事業そのものに対応する見
解と申しますか、解剖する力を常にもっていたいとい
うことがわれわれ議員の念願でなければならぬのです。
そういう意味においてこうして経営のやり方というもの
のが一般の民間のようになりけければいえます。いいければ

少くとも特別会計と建券とする以上は、きりきりとした実態の検討をすぐできるような形式に改めるか、あるいはそれだけでまひければいいか、常に一見してわかるような形態を整えて御報告できるかどうか。内容の検討し、いよいよ御報告願いたいのであります。あるいは数字的に御報告願えるかどうか。またこれとすべきかどうか。この点につきましては市長さんの御見解を承りたいと思っております。

○市長(田村利男君)いろいろおすのーいようなことをございまして、結論として市役所等あるいは地方公共団体のもうは複式簿記でやうなものが、建券でございまして例えは今度でまた休養施設への金銭の收受の問題につきましては複式簿記をやらせることが非常に困難を生じております。ーかーながら休養施設

だけではあくまで複式簿記をやうして鳩山荘ではや
ってあります。がその他の固定財産がどの位ふえているか
というふうな問題を一一取り上げて報告できるかどうか
ということはもうブー考慮していません。今まで
そういうことをやろうと一々気がないわけでございます。
今後そういうことをやらせることができるかということ考
えなことがないかと、新しいケースでございます。研
究して別の機会に御報告いたします。

○ニ〇番(菽生田七郎君)それはよくわかっているのであります。一
複式簿記を適用できないかどうか単記をやっている、一つの
資産勘定、負債勘定の場合において一応実態把握の意
味において参考でも結構でございます。従ってどの程
度によつて必要性能あるか公共性の関連があるか、今
後こういう報告をされる場合にそういうふうにしていき

れば参考になるということを申しあげておるのであります。決して複刊簿記によつて報告願いたいとはいつていないのであります。

○市長(田村利男君)収入役等によつて研究をうけていたまうまいと思ひます。

○四番(志村信作君)と畜場や火葬場等の修繕を要する箇所は所管課によつて常時注意しておくべきだと思ひますが、今までさういうことはなかつたものでございませうか。

○厚生課長伊藤幸太郎君)お答え申しエ致します。

と畜場の場合御指定箇所を受けまして、カ所につまましては見積りをしてございませうかと早急の修理を願いたい。さういうように考えているわけではございませう。と畜場の場合は御承知の通り、月、水、金、三回、その都度私は見聞してあります。いろいろ御質問のようになつても十分みてお

るつもりでございしますが多少工事についての特期的な
おれがございしますので早急に見積りを取りまして工事
にかかりたいと思っておりますので御了承願います。

火葬場は煙突の修理も一応見積りを取りまして現在完
了に近いことになってあるわけでございます。

追加のとき御説明いたしたいと思っておりますがこの点御了
承願いたします。

〇三三 番山 幸三 冠 鳩山 荘のサービスの問題でございますが過
日ある団体が遊園地いって、なとくに 食堂に三分も待たされ
ておれもついう、いやいでもザアお茶ともってくるでもザ
ア、いやくたわ、スということを聞いたがこういう点は
どう指導しているか参考まで聞きたいと思っております。

又と畜場の問題です。臓物の問題 血液の問題が永い
間地元の人々から何とかせうないか 衛生的にも非常

にまがいと聞かされてありまして、今この報告をきき、まず
と大臍物の野浦藩はコンクリートでできたと、この血液の起
理施設はどうか、石すのーいとい、まずがこれもあるが、早
く何とか処理していかないと、思います。

それら国民健康保険料の問題ですが、これをみるとか
びりの未済額があるようであり、未済者が、万病気が
なると、場合どういふ処理を、しているか、これも、なつと思
います。

。高工の考課長羽山秀雄君は、休養施設の向題について、お答之の、
まよ。

御承知の通り、鳩山荘の玄園に向、て石倒り事務室がござ
います。て、常時職員が一名、なつて、名必ずありますので、お
そらく玄園に入るお客様、に対しては、そつういう扱いは、な
いのでは、ないかと、考えてあります。この、今後のことも

ございますので十分その点注意をさせていただきますので御了承願
いをお願いいたします。

○厚生課長伊藤幸太郎君血の処理の問題ですが実は週日得
健所の獣医さんとも話し合、たのでございませぬが報告にあり
ました通り、聖責の内題等からみましますのでできるだけ研究
してまいりて聖責の少ないことで何と処理していきなうかと考えて
おりますので、しばらくの研究をしていきたいと思います、どういふう
か考えてまいります。

○保険課長(神作)替次郎君(君)保険料の収入状況でございませぬが監査
委員のう報告のあ、な通り昨年からの比較いそいでございませぬ
収納率は相当地上早いであります。未済はついでございませぬ
も保険にかゝるといふことは拒否することがございませぬうで病氣
にかゝつたときは遠慮なく保険にかゝつていまいくと同時に
私遣といふことは、一納期内、ばいり切られぬい

という人々を招き入れを鞭達として納入していただきたいと
いうふうなご督励を賜りましてありがとうございます。

議長(山本 早) 君 御質疑はよろうでございます。次に移り
たいと思っております。

議長(山本 早) 君 日程第二報告第二四号と上程いたします。
報告第二四号 千葉県立館山職業訓練所寄宿舎用果物を千葉県に対し寄付に
○総務課長(山口 実) 君 関する専決処分報告

報告第二四号 千葉県立館山職業訓練所寄宿舎用建築物を千葉
県に対し寄付に因する専決処分報告について御説明を申し
上げます。

このたび館山職業訓練所が本市船形に移転するに際しま
して本市にありまして去る三月一八日日本市議会におきまして工費
百五十万円の予算を計上いただきまして寄宿舎を建設して寄
けする件が議会の協賛を得たのでございます。その後の

各週といつて三月二四日石井計、岡、高橋、各工務店
を指名入れいまして、結果、高橋工務店が百四十五万円で
落れられたのでございます。その後工事の順調に進みまして

八月九日竣工したのであります。本市といつて不建物を
管理するに保管上果ては早く寄付するをめぐり八月一八
日果てに対して寄付収納を申し出たわけでございます。

○議長山本 早(君) 報告二四号に對して御質疑ございせんか。
ザ一と認めます。

報告第二四号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議ザ一」と呼ぶ者あり)

○議長山本 早(君) 御異議ザ一と認めます。

よって報告第二四号は承認することに決定いたしました。
以上で午前中の会議を終り休憩に入りたいと思つて

暫時休憩いたします。

十一時四十分休憩

一時一分再会

○議長(山本 早一君)午後のお席議員数三名、休憩前に引き読み会議と申します。

日程第三陳情書と工程いります。

(書記 朗読)

陳情書

○議長(山本 早一君)紹介議員の説明を求めます。

○三番(田村喜兵衛君)紹介議員と代表いります。願いの言葉も申し上げます。

私がこゝで申し上げるまでもなく陳情書にある通り白浜から館山に通ずる道とどうしても皆さんにごらんえてもらうにはというところを前から考えてあります。今

までくできなかつたということと遺憾と思つております。
何とかしてもらいたいということと陳情書を提出したよう
な次第でございませう。

私ぐくじーいとうと歓迎の說法ということにござりますからこ
の陳情書を採択していただくこの肉題を一日も早く取り
上げて解決してもらいたいと私はお願いするものであります。

○議長(山本 昇) 君本陳情書を採択するに御異議ございませんか。
(一) 異議なしと呼ぶ者あり

○議長(山本 昇) 君御異議ございと認めます。

よつて本陳情書は採択されまうか。
ごおあけかりいませう。

本陳情の処理につきまして議長において市営ると協議
いたしまして果の方からさうこの趣旨を陳情いたして
すみやかにそれができるような方法を講じていと思ひますが

よろうございますか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長山本 昇君 御異議ありと認め^{ました}。うら返置います。

議長山本 昇君 読みて日程第四議案第八五号と上程いたします。

(書記朗読)

議案第八五号

市長(田村利男君) 監査委員の選任でございますかちよと本日と

もって監査委員の任期三年が完了になるわけでございます。

三期にわたって園武夫君が監査委員の職責をよこつくと

下さいます。市の行政事務全般にわたって監査をやつて下さ

ておかげで市の行政は大禍びくというばかりでびく本当に

誤りびくやてこつれなのも園監査委員のおかげだと感謝し

ているわけがございます。この園君がこのたび一身上の都

○三六番 嶋貫 仕作 君もう少一その人とばかりについて能書日
がわりりませんか。

○市長(田村利男君)明治三十七年三月二十七日に生れまゝ大正十五
年大蔵省列任出官、大正十五年に館山市主管長、直

税課勤務、昭和四年六月市に於て税務署直税課地租の主
任、昭和十年十一月二日千葉税務署直税課地租主任

大正十二年十一月五日館山税務署直税課長、二十二年千葉
税務署直税課長、二十三年千葉税務署總務課長、二十

五年五月九日木更津税務署長、二十七年三月三日同トク
退官、二十七年税理士登記、二十七年税務会計事務所

開業、三十四年通産省中小企業診断員、
~~昭和五年五月十日~~現在事務所に市役所、
がかりませぬ。

○三六番 嶋貫 仕作 君は大体わたりませぬが、監査委

員というのには特別に職務のように思います。それで監査委員と市長さんお満足に勤められるというのと、雇入れの惚れ方をしているのか、その惚れか味を
ちよと、

の市長(田村利男君)も市。監査の一番重点とするところは
常識的に考えて市の経済。金銭の出納状態をよく監査
することが第一点だと思えます。

第二点として先ほど報告してまいりましたように、休養
施設とかそういうところの事務的があるいは施設の
市の行政が円滑にいらっているかどうかというのを監査
するのが第二点だと思えます。

第一点につきましては永年税務事務。ソロバン
にかけて違者な人と確信して取ります。第二点の
惚れかと申しますか、税務署におきます総務課長

もやりまた税務署長もやっておりましていろいろ館山市内の経済等についてお知りつくっているような点を上げましてほかにも七八人候補者もありましていろいろ私の相談できる人に相談いたしましてその中でその中で一番適当じゃないかというふうなことで惚れたわけでございます。

○三六番(鴻貫社作君) 私は惚れたと申します。けいこういふ点があつて惚れたという点をおまかせ願えれば結構だと思つたのであります。が、そういうことではないのですが、市長さんの最後のお言葉に七八人の候補者があつてその中から相談する人に相談したところの人が一番無難であろうかというふうなことであります。が、そう思つてよろしくうございませうか。

○市長(田村利男君) 結構です。相談する人というのはいわ

かりまじうがその意見もきいて一市長におまじりて
大体序列第一によつておつた川工君が私の相談した
人も大体そうであるというようなことで一致したわけ
でございませう

○三六番(鴻貫杜作君)市長さんはこの方ならば満足に勤め
られるところだと思つておいてになるかう御推薦したもので
ございませうがその点とそう考えてよろしうございませうか
○市長(田村利男君)よろしうございませう

○三三番(鴻貫杜作君)監査委員の選任につきますと私は川工
栄氏を推薦するに同意をいたします

○議長(山本昇君)本案に対して同意いたしますこと御異
議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本昇君)御異議ございと認めます

よって議案第八五号は原案通り同意することと決
定いたしました。

この際永い間の当市監査委員として御活躍下さい
ました監査委員岡武天君より発言を求められてお
りますのでこの際発言を許します。

(岡武天君 登壇)

○監査委員(岡武天君) 私本日と申すまいと監査委員の任
期満了によりまして退任いたすことになりました。

議会、皆様へお礼の御挨拶を申しあげたいと考えて
おりました。が本日この任期の最終日です。よく議会
が南会されまして、この本会議の席上におきま
してその機会をよえられたいことは私裏心よりうれ
しくかつ光栄に存するところでございます。

私任中中は議会の皆さんから非常な御厚情を

いたゞきまゝしておのびたままで不悞 菲文にもかゝらうず
大過なくその任をつくりて参る事ができまゝです。

これのとえに皆様の御指導と御鞭達によるもので
ございまして厚くお礼を申しあげます。 私がこの任に

つきまゝしたのは昭和二六年一月でございましてその
年、^{決算} 概算額をみますると約一億円 市税収入におい

て約五千万円でありました。 本年迄の八月末における
数字をみますると予算額に於いて約三億二千万円

市税調定額におきまして約一億四千万円 しほも
これは本年度不までその増加するはずでございませ

てこの九ヶ年に三倍半から四倍近く伸張をみてお
つたのでございませす。 たいまいろいろいわれてあり

ます千葉を中心とする 京葉工業地帯の造成に伴
うレクレエーション地帯としての 房州 その中心とし

この館山がよろに考えますと今後五年後一〇年
後のこの館山の発展がまことに目に見えるよう
でございましてそれだけに議合人として皆さんの
御苦心お骨折りも容易なものではないとお察
し申すのでございます。どうかますます御自愛の上
館山市発展のため市民生活向上のため御尽力
御活躍あらんことを切に申しあげます。

今後私も市民の一人として 商業人の一人として 過りて
参るわけでもございまして従来私と密せうれよース
と同様の御好意と御厚情を今後ともよろしくお
願ひ申しあげます。まことに簡單で天礼でござ

いますすが下礼、御挨拶といえます。

永に向本當にありかとうございまして（拍手）（「名監
査委員」の声あり）

議長(山本 昇一君)つづきまして日程第五、議案第八六号と上程いたします。

(書 記 朗 読)

議案第八六号、教育委員会、委員の任命につき市議会、同意と求めるところについて、

市長(田村利男君)教育委員の選任でございしますが、これは本日とも、満期になるわけでございます。

私今般二名の欠員になるというところにござります。考えますことは、工藤和平君は教育長として、安房一高の校長、今本市の教育長になって初めのうちは、かなりな力を入れてもらつて、点もあり、すが、信念の強い教育に熱心な教育人として、再度選任して、たいという意思をもつて、わけでございます。

次に大西鷹一郎君の場合ですが、去年までは神作

君とい、早川君とい、また調代君とい、一年二年
 あるいは三年そこ〜で教育委員と中途でやめる
 という方が多〜では非常にその人々ちの力量を
 封〜て未練があら、たわけでございますが満足に勤めて
 もう、て皆さんの御協賛を得て再任〜ていきたいわけ
 でございます。〜今期もらま〜て皆は四年の
 任期を一年卒業ということになりま〜ので大西鷹
 一郎君その者につま〜ては非常に熱心でまた
 計数的にも非常に明るくて学校建設その他
 学校の内容充実という面は市の教育委員には
 実際重要な一人であ〜たわけでございますが私は
 教育委員は任期による教育委員というものはやはり
 毎年かわるべきだとい〜ので一年二年三年四年とい〜
 法の精神を生〜て交代〜てもう〜とい〜のがいいのじ

やむいかというふうで考えと点が一つとさうに大西鷹
一郎君自身が非常に最近セメント商売の業勢が
いそみーくても大ありこちらの商業団体の役員がま
くてせぬこの際解任してもういいという申し出が
あつたりいたして両者相まってこの際気持よく
大西君に御勇退を願つたわけでございます。

そうして次に新しーい四年生の後任として委員を
選任するにつましてはやはり従来通りの北条館
山かう一人 那古 船形かう一人 旧大カ村かう二人という
線によつてみまして 館山南北条地区かう人選を初
めたわけでございます。やはり医者である川名君と
いうことでさういうことも考慮したわけでございます
が結局川名 浩君が最適任者であると私確信いたし
ます。そのご川名 浩君を推薦申しあげた次第でござい

ます。

川名君の略して甲一五がますと三茅村渡田で生れており
 ます。 昭和三年三月東北帝国大学医学部卒業 昭和
 三年五月医師登録 昭和六年上海自然科学研究所
 勤務 昭和一五年東北帝国大学より医学博士の学位を
 授けられた。 一五年七月上海自然科学研究所辞職 同
 年八月中華民国上海市において開業 終戦に至る。
 終戦後日本に帰りまして二年八月現住所に開業。
 昭和二六年三月館山市公安委員に就任。 二九年六月
 警察法改正により 館山市公安委員解任。 昭和一六
 年勲六等瑞宝章を下賜される。
 右の通り相違ありません。

昭和三年五月より北条小学校PTA会長 大体の
 川名君の畧は以上の通りでありまして私自身

よく川名君の教育熱心な態度並に人としての
よさを知っておりましてぜひこの人に四年間館山
市の教育をおあずけ下さい。こう意思をもってお
るわけでございます。そして皆様さんの御協賛を
得たいとこのようにお願いする次第でございます。
○二番(荻生田七郎君) たい今市長さんの御説明により
まして川名さんの人となりは大体了解したのであり
ます。人物その他利をちと申し分ないと思っ
つてあります。が選考範囲におさまる市長さんは
どの程度まで他に選考なされたか。その点ともう一つ
たいいま市長さん責任をもちて之派な方だとおっ
や。その通りだと思っております。もちろん市長さん
の責任で過去現在におけるさうなものさ検討
してと思っております。それを再確認してと思ひ

まするが御答弁願いたいと思ひます。

○市長(田村利男君)他の名前は遠慮さしてもらいたいと思ひますが市長は四人上げましては、まじりい、ますと和泉さんと館山市内に住まわして教育委員に、くわらとうかという県の指示もあつたことを申上げます。そういうことをすべて排除いたして川名君に、は、たわけでございまして。自信をもつて川名君の人柄より人格関係と信用いたひ。こういうふうで考えております。

○議長(山本 早一君)議案第六号原案通り同意すること、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(山本 早一君)御異議なしと認めます。よつて本案は原案通り同意すること、決定いたし

マール

本日の議事についておはかりいたします。

日程第六以下の各議案審議は各案件の詳細なる
説明のみを本日行いまして質疑以下の議事は後日
の日程にまわすと思ひますがこれに御異議ありませ
んか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(山本 昇) 君御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたします。

議長(山本 昇) 君 日程第六議案第六三号を上程いたし
ます。

(書記朗読)

議案第六三号 都市計画街路事業橋梁工事請負契約の締結に

ついで

。建設課長(新井重助君)議案第六一号について御説明
申—エグります。

御承知の通り都市計画街路事業は館山校
橋のいんま改良はすんだのでございませうがその
中間におきます—と平々里川の架設い—ます
工事は今年をもちまして全部竣工い—まして
全線の完成をみるわけにございませう。

本年度の事業とい—ましては橋梁の上部架設
とそれに伴います道路にございませう。そのうち橋

梁工事は昨年度におきまして橋脚と橋台はで
きておりますので今年—は上部の方をやりたいと思ひ
ます。つ—ましては桁にございませうがこれはビー
エスコニクリートの桁を使用いた—たいと考えてお

本件は本年度当初予算におきまして分団消防車購入費といつて百八十六万の協賛を得た件でございます。そして今週土曜日（五）のポニプメーカーを選定するに当りまして去る八月五日業者メーカーといつて千葉いすゞ 千都日産 千葉トヨタ この三社を集め、さうして日本造機 日本機板 市原ポニプ さらうと集めまして業者からの機能の説明並にこれららの意見等を総合して研究していただくことになっております。さうして九月三十日に値段の折衝等もいたすのでございませう。その結果として提出いたすメーカーが最良のものであるといつてまして締結しようとするものでございませう。

議長（山本 早一君） 続いて日程第八議案第六六号並に第六七号を一括上程いたします。

(書記朗読)

議案第六号 消防署消防自動車用シャーシの購入について

第六七号

ポニプ購入について

。総務課長(山口実君)議案第六六号並の六七号について御
説明の申し上げます。

本消防自動車購入につきましては本年年度当初予算
二百十万円を本議会・協賛を得るものでございます。

シャーシメーカーといましてトヨタ 日産 いすゞ 各

会社ポニプメーカーといまして日本造機 日本機械

市原ポニプ三社を指名し、まして去る八月二十五日本市

に集めまして機械の性能、ころうで要求するあらゆる

る点を検討し、まして結果シャーシメーカー千葉い

す、ポニプメーカーといまして日本造機を指定

し、まして隨意契約しようとするものでございます。

○議長(山本 昇)君)暫時休憩いたします。

一時五五分休憩

二時一〇分再開

○議長(山本 昇)君)休憩をとり引き続き会議を開催いたします。

日程第九議案第六八号を上げいたします。

(書 記 朗 読)

議案第六八号 広野連絡車の購入について

○総務課長(山口 実)君)議案第六八号について申し上げます。

購入品名プリンス六一年式スクイーズバン車載用放送装置
式合瓦自動車でございすが放送装置をもった
宣伝車でございまして人間を乗せる場合には六人の乗
客をたえず乗せるような装置にございまして

とういうわけでこのナーカーかう自動車を選定した
かとい、ますと一応市といマーマーマはヒルマニアリス
トヨペット等六〇馬力かう七〇馬力の自動車を選定
したのでござい、ます、が将来広敷連絡とマウに救急
さかぬた場合、この車、が客を乗せる部分が最も広
いので救急の場合にも自由になる、そういうところを
考慮、マーマーマーマーマを購へたいと考えたわけ、で
ござい、ます、。以上でござい、ます、。

議長(山本 昇) 君、続いて日程第一、議案第七〇号と上程いたし
ます。

(書記 朗 読)

議案第七〇号 東長田用水路改良事業用資材の購入につて

。農務統計課長(吉田耕) 君、議案第七〇号につて、御説明、いたし、ます、。
先般、歳会に、おき、まして、小田地の、開発、整備、事業、の、事

業員の議決をお願いいたすところの東長田の用水
路改良事業のしき満の資材を今回購入しようとし
るものでございます。数量の八一九本に對してても

市内各商店三社を見積りをして、なお品物の検
査と土地改良事業所にお願いたすところ

三社の製品とも優劣がございます。従ってして価格
が一番安いというような点からして、館山市

川名の六九〇番地、三滝商店と随意契約をいたす
いと考えまして提案いたす次第でございます。

よろしくお願いたす。

○議長 山本 昇一君 読んで日程第一二議案第七一号を上げい
たす。

(書記 朗読)

議案第七一号、昭和三年五年事業分担金の賦課総額の決定について

。農産統課長吉田耕一君（七一号）につきまゝに説明いたしております。
今年分の小田地南発整備事業並びに林道の南発事
業の分担金を定めようとするものでございます。
なお以上の事業費につきまゝは前回の議会におき
まして御議決を得てある次第でございます。

最初に林道南発整備事業の大神官の分担金賦課
総額でございます。

総事業費が二百三十五千七百円に對しまして九
十六万三千円を賦課しようとするものでございます。

次に小田地南発整備事業の二につきまゝは神戶の
星祭農道改良事業でございます。これは総工費
百二十一万七千円に對しまして七十万八千五百円を
賦課しようとするものでございます。

二の竜岡農道につきまゝは総工費六十九万円の

対し、まして四十万四千円を賦課しようとするものでござい
ます。

三の西長田の農道百十九万四千円に對し、まして六十七万
五千百円。

四の山下農道におき、ましては総工費百五十一万九千円
を七十六万四千五百円。

洲宮頭首工改良事業費につぎ、ましては一ヶ所でこ
ごい、まして六十六万五千円に對し、まして二十七万二千円。
六の東長田の用水路の事業でござい、すすが工事費
が四十五万三千円に對し、まして二十一万六千五百円。

合計い、まして四百三万三千六百円以上の額を賦
課総額とい、まして、御決定願ひたい、館山市の分担
金条例三条の一項の規定により、まして決定いたたいと
考へ、まして提案した次第でござい、ます。

○議長(山本 昇 君) 読んで日程第一三議案第七二号。

(書 記 朗 読)

議案第七二号、中学校科学建設費指定金は収受について
庶務課長(鶴沢 貴 貴 君) 議案第七二号について御説明いたします。

この金は今百五十万圓は中科学館建設期成会長の
川名正義さんより寄附の申し出があったのでございます。

これは本年度中に取りますので八教室を増築すること
になります。それで一応生徒急増によりまして

この八教室はもうも現在のところ普通教室にあって
なければならぬ状況でございますが将来生徒が減
ることがわかっております。これが特別教室に便え
る場合には科学館として使用するという条件のもと
に金は申し入れたわけでございます。以上であります。

○議長(山本 早一君) 日程第一四議案第七三号

(書 記 朗 読)

議案第七三号 高等学校産業教育施設費指定等付金収受について
○庶務課長(鶴沢貫賞君) 飯山高등학교におきましては、まだ校舎
の坪数が基準坪数より三〇〇坪も不足しているわけで
ございます。

本年度産業教育施設費として国より三分の一の補助の
内定がございまして、これとPTA会長からの申し
出からよりまして五十万の寄付、あと残り八万円を市費
を市費で負担いただきまして、総計八十七万三千円を産業
教育施設費といまして、まして商品実驗室三〇坪の建
物をしようという計画でございす。

そのための寄付申し込みでございす。

○議長(山本 早一君) 次日程第一五議案第七四号

(書 記 訓 読)

議案第七四号 休養施設備品費指定券は金収後について

。総務課長(山口実) 君 議案第七四号について説明いたします。

券は申上書目にある通り今週千葉銀行より鳩山荘の備品費の一部に使用するため券は申上とみがあつたので今週上程一六次券でございませぬ。以上でございませぬ。

。議長(山本 昇)君) 日程第一六 議案第七五号。

(書 記 訓 読)

議案第七六号 館山市国民健康保険条例の一部を改正するについて

。保険課長(神作啓次郎君) 議案第七五号について御説明申し上げます。
従来の規定では保険料の中途において被保険者が増加もしくは
くは新規加入とござる場合はその日の翌日保険料を賦課
算定し逆に保険者が減じたときはその月まで保険料
へ月割り計算をするというものでこの規定が他の社

会保険と一致していか、まために他の社会保険に移る
 場合には保険料を重複納入しなければならぬという
 ことになりまふ。又面地の社会保険から国保に移る
 場合にはその月分から保険料を徴収するにもか
 わらず翌月からとるので早急にこれを是正し統一
 一全国的に実行期日を十月一日とし条例の一部改正を
 行うよう県から指示があるため本市もそのようによ
 改正しようとするもので別段の影響はないはずであ
 りまふ。すなわちこの改正により年度中途における
 保険者増の場合にはその月分から保険料を算定し
 て、逆に保険者が減となる場合にはその月分まで
 打ち切り計算を行ひ保険料を徴収しやうとするもの
 でありまふ。

議長(山本 早)は是様にして日程第一七議案第七六号を上

程いります。

(書目記 朗読)

議案第七六号 千葉市外百一市町村の軽自動車税の賦課徴収に関する事務を行う職員との共同設置規約の一部を改正するにつれて
。税務第一課長真田森吉君 議案七六号についてその理由を御説明申し
上げます。

題名と第一条の改正は、渠下の市町村数、従来は千葉市
外一〇一であり、昭和三十四年四月一日に一市減いたるので
一〇〇に改正しようとするものでございます。

第五条の改正は、負担金の算定の基礎と当該年度分
の地方税、交付税の量によつていたのですが、負担金
の賦課徴収に支障があるとのことで、これを前年度の量
に改めようとするものでございます。

。議長山本 早川君 読んで日程第一八 議案第七十七号及び十八号

を一括して上程いたすよう

(書記朗読)

議案第二七号 富山市職員給与条例の一部を改正するについて

二号 学枚職員給与条例の一部を改正するについて

。秘書課長代理(小倉澄男君)七七号について御説明いたします。

本業は昨年の七月に人事院の勧告によりまして国家公務員の初任給が低いというのとによりましてわれわれ富山市議会に提案いたしました御承認をいたしまして、現在、給与条例に對して、さらには本年の人事院の勧告によりまして行いまして初任給の改正の結果申されるみ状態になるという事は中堅クラスにおきましてアニバラニスな給与体系ができた、それを是正するという事、暫定手当を本俸に繰り入れる、現在の給与には非常クアニバラニスが多い、このためクアニバラニスを訂

正するため、人事院の勧告に基きましてやうにしております
この給与の改正でございまして、本市におきましてはこれを
よく検討いたしまして結果、その賦源という点に於いて地方交
付税の賦源の見通しがつきまして、その点も本案を上
程いたしまして皆さんの御承認を得たいと思っております。此等
の点でございます。なお参考までに申して置きますと、現在の
給与体系から最高で中堅クラスの二万二千円が千百円の
アップにございまして三万五、六千円のは三十円、一番下の人
は三百円アップ、こういうような状態でございます。
まう、お願いいたします。

。庶務課長鶴沢貫寛君議長七八号について御説明いたしまして
今回、国及び県におきまして、教頭、幼稚園長に對しても
管理職手当が支給されるようになりまして、本市にお
おきましては、これに準じたいまして、この四月一日に之が上

つて、では高等学校の教頭だけが該当するものであり
ますか それに対して管理職手当を支給するとい
う条例でございますか。

別表第一から第三までの改正はいいまゝ小倉主事から
説明をいたします本市職員の条例にどういたします
給与表を改正してわけでございますか。

それから第一七条の定時制通信教育手当と申します
のは今圓やけり国果にあつて定時制の課程を置
く高等学校の校長に対して定時制通信教育手
当を支給するということがござりますので本市にお
きましては国果にないからこの制交を条例を改正
して手当を支給しようというものでござります。率
は本俸の五割でございます。これを本年の四月にさ
かのぼつて支給するということもござります。

議長山本 昇(君)読まして日程第一九 議案第七九号ハ
〇号ハ一号を一括上程いたします。

(書同 記 朗 読)

議案第七九号 昭和三五年年度特別会計公益質屋追加更不予算

ハ〇号 国民健康保険

ハ一号 畜場

秘書課長代理(小倉澄男君)特別会計の支出につきまして申し
上げます。

これは大抵いまの給与条例の一部改正によりまして増額す
る更員給 給料と並んで六月の議会におきまして特別に
よりまして〇三〇の期末手当の増額を御承認いたしま
す。大分の追加予算高でございます。この内特に御
説明申し上げるところはハ〇号議案で国民健康保
険の給料でございますが、これは職員全員更員に

なつておりましたので、で給料、おかう更正いまして、
よりて更員給に繰り入れました。なおこの三件の財
源は予備費を流用いたしましてこれに充てました。
以上でございます。

○議長(山本 早)君)読まして日程第一〇 議案第八二号を
上程いたします。

(書記朗読)

議案第八二号 昭和三十五年度特別会計休養施設追加更正予算。

○秘書課長代理(小倉澄男君)議案第八二号について申し上げます
本件の文出はつきりして人件費関係はたいして申し
上げました通り、今回の給与条例の改正と前回の
特例に伴う追加額でございます。

○商工水産課長(羽山 房雄君)読まして需用費の関係、御
説明いたします。

消耗品費におきまして今月＝万九千百四十月の追加
をお願ひしなわけでございますが、これは大体十一月か
ら五ヶ月間不足と生じるといふような、石ケルもあるい
は薬品水の消毒代でございます。さういふものと合
せて約三割だけ不足いたしまして、それで消耗品費にお
きまして三万九千百四十月をお願ひしなわけでございます
す。

次に光熱水費の四万八千月は電気料金一ヶ月平均一
万二千円としまして、三ヶ月のところが四ヶ月分不足し
ておりますので、これだけ追加いたします。

次に通信運搬費一万五千円も大体一ヶ月五千円程
度の電信料三ヶ月分不足しておりますので追加を
お願ひしなわけでございます。

次に一九節の手数料も不足分を見とみます。

二三節 修繕料におきまして二千元も応接セット等のカバリーの洗濯代 二ついうものとみております。

二四節 工事請負費におきまして五千元の追加をお願いいたしますのは果道から鳩山花の玄關まで約百メートルほどございまして通りに街灯が一灯もございませぬので目も短くございまして不便をきたしてありますので二灯分一灯二千五百円で五千元をお願いいたします。

次に繰替金の七万円は遊興飲食税が課せられます。その果税の課せられる基準額を月平均十万とあつてますと七ヶ月分 二つの一〇〇分の一〇七万円と見込んでおられます。同様のもので歳入に書いてございまして くれはお客さまから預かったものを果税にまわすのでございます。

第三款休養施設建設費におきまして工事請負費十
万六千円は南設後各室あるいは各サニールム等によリ
ホーンこれは電話でございませう。室内電話を一五本この
配線工事等の費用でございませう。

次に三款の公債費の三十一万四千四百二十円減額とい
まして更正いたしてまいと考へた次第でございませう。

起債の決定後大休五月三十日まで起債が認可にな
るとその後の六月から約三〇五日分の利子も亦算入し
て当初予算で八十二万幾らの議決を願ふたわけでござい
ますところが起債が許可になりまして起債が許可になつて
ころから現金が参りましてのが六月二十五日でございま
す。その五日間分の三十一万四千四百二十円を減額したわ
けでございませう。

大へで先ほど七四号議案 寄附金の三十万円を第三款

寄付金として計上いたす。

次の四款繰入金 今回、更正にも、可成源と一般会計へ
かえす。さういう分を三十万繰入金として計上いたす。

雑収入として遊興飲食祝分七万用 以上でございす。

議長(山本 昇)君)暫時休憩いたす。

二時五五分 休憩

三時二十分 再開

議長(山本 昇)君)休憩をとり、続き会議を用います。

日程第一議案第八号

(書記 朗読)

議案第八号 昭和三十五年一般会計追加更正予算

秘書課長(小倉 登男)君)歳どついで御話の申しエグります。

支出のうちの人件費について申しエグります。

これは各款の各項に分けてありまして省界いまして
総括的に申しエグります。教育費を除きまして本俸で

百八十万職員手当六十四万、それかう手当のうち之恩

給、共済組合負担金＝百二十六万円、それかう先般の

議会におきまして御承認をいたさうございまして期末手当の

〇三〇万にエグります。百四十万三千円その他扶

養手当等総額四百十六万円の追加をお願いいたす

一と。

。建設課長新年重助君支出の第四款土木費について御説明申
しエグります。

河川港湾費におきまして館山^港補修築工事事業と船形港修

築事業でございましてこれは当初におきまして館山港

八百万円を予算に組み入れたのでございまして決定が

九百万とギリギリで差額百万円、三割の負担でござ
いますので三十万追加したいと考えてあります。 今の船形

港でございしますがこれは二千万円予算を組まないと

今週二千五百万の工費で端工することになり、それで差額
五百万円の二割五分でございしますので百二十五万円を追
加したいと思っております。 五項の水道費については給料

その他でございしますので説明と有畧いたします。

。産務課長(鶴沢貴道君) 教育費について御説明いたします。

教育費は給料表による中なるみの増加分。全部で五十六
万二千四百十円の増分、二八%の増とござっております。

小学校費は、おさまりと諸手当のうち、退職手当三千
六万六千三百円、北条小学校の便子といつて、
二年勤務して下りると山口さんが四月三十日で退職
いたしまして退職手当でございします。

需要費の報償費一万円 研究指定学校講師謝礼
これは豊房小学校が今年統計教育の研究学校に指
定されたので県補助金として五千円を交付されること
にござりますので同額を市費で押して一万円とし
て追加いたします。
印刷製本費の一万円 これもやはり館野小学校が去年に
経まして国語の研究学校として指定されたので
県から補助金五千円交付されますのでこれと同額と
して追加して一万円を追加いたします。
それから備品費で十八万円を更正いたしますが今
年は理科振興法によります補助を小学校の方に
予定してあるものでございますが県の都合によりま
して中学校の方に指定されたのでこれを中学校
の方に更正してわけでございます。それから扶助

費で七万千六百円。これは準要深渡児童の給食扶助費が当初予算より増額いたしまして、そので追加いたしました。

中学校費で諸手当の退職手当八万二千円は二中の便丁勤続年教十一年の方が七月四日付でやめました。退職手当でございませぬ。需要費の備品費十八万円理科設備費。これは小学校費から更へまして、たものでございませぬ。今年に神余中学校が理科教育の指定校とりました。管理費で旅費消耗品費食糧費手教科。これは第二中学校へ増築工事費の事務費でございませぬ。二四節の工事請負費二百十四万五千円は当初予算でこの二中の工事費として七十万五千円を計上してございませぬが、まうと今度、これは二百十四万四千円を追加いたしまして事業計画の変更を

しようとするものでございませう。この財源といはれ
まゝに於て初子定してありまゝに起債の二百万円が四百
万円増額されまゝに。その内国庫補助金二百六十万
を子定してありまゝに。その財源に充ててあるのでございませう。
この事業計画の変更でございませうが八教室増築す
るのであります。四教室は本校舎の東側の方に二
階建四教室。これは将来科学館として使用する
子定の校舎。それからからまうと四教室は講堂に参りま
すところと四教室。平屋建がございませう。その上に二
階建として四教室増築するわけのでございませう。最
初の子定では四教室そのまゝのせる計画でございま
す。それがそれと一教室とりにわけて西側の方に二
つていきまゝに三教室を補強して八教室二階建と

いうふうと計画を更変へたわけでございす。

それから最初このための便所を予定してありますんで一坪が便所を二坪、渡り廊下二坪、便所を三坪に増築するために計画の中に入れてわけでございます。

高校におきまして管理職手当二万九千五百円は条例改正によりまして教頭の本俸の七％に当る額でございす。退職手当八十七万二千五百円は長谷川

教諭諭が三月三十日付で退職いまして、これは

勤務年数が一四年で三十一万七千三百二十円の手当でございす。それから和田教諭がやめましてこれ

が一二年五十四万五千百八十円の退職手当、合せて八十七万二千五百円でございす。それから定時制通信

教育手当、これは定時制全日制と校長が兼務して

おりますのでそれに対します手当でございませうが
これは本俸の五％に当る額でございませう。

管轄費と旅費 消耗品費 手教科料等はその下の工
事請負費の事務費でございませう。

二四節の工事請負費八十七万三千円は先ほど承け收受
の議案のときに説明いたしまして商品実験室として
三分の一国庫補助のあるものでございませう。

幼稚園におきまして職員^手当の退職手当で五人分
十五万四千四百円計としてあります。これは幼稚園
の教諭が五人三月三十一日付で二人八月三十一日付九月
二日付で三人合せて五人退職いたしましてための退
職手当でございませう。賃金で十五万六千円は退職
による先生の補充として助手三人を雇ひあげまして
雇上料でございませう。

青年学級の工事請負費三万月は当初予算にのみ
まゝで神余の青年学級の工事費として十六万を計
してございます。十六万では少く不足いたりますの
で地元から募りをお願いいたしたのでそのまゝ三万月計
としてわけでございます。

図書館費の諸手当で退職手当三万四千百円計とい
たりました。これは図書館の雇いの黒瀬君が九月十
六日で退職いたりましたので勤務年数が七年で退
職手当三万四千百円とありますのでその分を計として
わけでございます。

それから需用費で報償費五千月は看守人の
謝礼でございます。

図書館が分館に移すためド看守人をやめて
いたりますのでそのための謝礼金でございます。

それから賃金 燃料費 光熱水費 通信運搬費 手教
料 これらは新しい図書館に限りません。その間の
費用でございませう。これは当初予算におきましては
書いてなかつたものでございませう。それから營繕費の修
繕料十万円は現在の図書館の建物の修繕料として
計とてわけでございませう。以上で教育費の説明を終
ります。

。初社事務部長（長谷川 宏治 君）八款について御説明申し上げます。
今回追加予算額として百五十九万三千円余と計とい
なすりました。この主なるものは御承知の如く租国民
年金の事務に伴う費用が大部分でございませう。
三項の児童福祉の大きな金額としては三三節の負担
金補助及び交付金が三万円交付してあります。これは
七項として新設といつて、精神薄弱者援護費

に項目を變更する とういうことで更正してわけでございます
います。 二四節の工事請負費 同項の中ト三万月計
います。 これは市内に現在設置してあります
子供の遊ぶ場の修繕代でございます。 船舶ほか三ヶ所
でございます。

七項の精神薄弱者援護費として三万月計
います。 これは御承知の通り 本年四月
精神薄弱者 援護法 とういう法律
でまゝにして その仕事を市の
責任で行う。 とういうこと
のため 及び国の補助
金のワケがまゝにして
その範囲内で費用を計
上いたします。

需用費で三万四千月計
います。 このうち一、二、
四五の各節におきまして
国の補助金のワケに考
え合せ して それらの費用を
計いたします。

三三節の三万月は三項にもつてあつたものでございませう。
九項の福祉事業諸費は十二万六千六百五十月計といつて
一と。このうちおもひつものは現在行われております各小
学校の運動会に合せて行います敬老会の記念品代が不
足りたりするに思われたい。二二節の委託料
一十四万月は最近市内の内職の斡施を申しでてくる方
が相手がございませうので婦人団体にお願いして内職に
適当とされる職種とか賃金そのようなものを御調
査いたゞくかういうことで一十四万月の委託料を差上げ
てあります。三三節は十万月計といつて、この
うち養老年金が六万月。最近年金の数が不足して
て約四〇人不足といつて、これが六万月。それから
心配ごと相談と南設補助金として計といつて、

これは各市町村に心配ごと相談所を開設しいろいろ相談に応ずる とういうようなことで福祉協議会が主体となって開設しいろいろ次第でございすすが年度途中でありすすので財源的に苦しい とういうことで開設までの費用 全常的な費用のうち三分の一を補助いたしすしてこれが便命をほか、ていさたい とういうふうに考えておるわけでございます。

一三款の国民年金事務取扱費として百三十七万六千八百円計といたしすす。これは十月からウケドまりすす扱出制の年金の事務処理に伴う費用で大部分は人件費でございます。さお扱出制につきましてはいろいろの向題点と申すすか全部を正式な職員でなく一部を臨時職員であて、いく。それから国民補助金がございすすのでそのウケ内で最低の費用

と計といまいわけでございます。このうち旅費として七万六千円は拠出制に入ってくる世帯の調査を全国一斉に実施しなわけでございますがこれを市の職員にお願いし、そののでその旅費が五万二千円、それから普通旅費二万四千円、四目需用費十八万五千円計二十一万七千円。これはさっき申しあげました通り一部臨時を使いますのでその費用として十二万円、それからあとの消耗品、食糧費等はその整理に伴う費用でございます。以上であります。

○厚生課長(伊藤幸太郎君)一四項厚生援護費で今追加額十万六千二百円、これは全額慰霊祭の執行に基きますところの費用でございます。

次に九款の保健衛生費でございますが四項の隔離病舎費、これは人件費でございますので省署にお願いする。

次に六項火葬場費九万四千二百三十円 このうち需用費で八万五百円の追加でございます。

二四節へ工事請負費六万二千円は先ほどお話しありまして煙突の修理に要します工事請負費でございます。八項の環境衛生費十六万円の追加でございます。

この十六万円の内訳といまうては各町内会ごととに薬剤の幹施をいましてあるわけですがこの不足分十二万円がまわるものでございます。さあこの十二万円に對しましては文入にございます。業者の戻り金三万円並に実務徴収金の九万円が織り込んでございます。以上でございます。

○農産統計課長(吉田耕一君)二款の産業経済費につきまして御説明申し上げます。

一項農業委員会費は人件費でございますので省畧いたし

ます。

二項農林費で今回八万一千円、追加をお願いいたします。これは千葉県。指定園芸特産地の設定をするということに及びまして果もこれに対して四万五百万の補助金を、そして市も同額の助成をいたしまして特産地の設定をいたすまいと考えるわけでございます。

次に三項の新農山漁村対策費で三百六十二万八千円の追加をお願いしようとするものであります。一月の特別助成施設

費でございますが負担金補助及び交付金で二百六十七万七千円を計いたします。このうち小規模土地改良

事業補助金として五ヶ所を本年度実施することによりてあります。笠名館山の水利組合青柳川崎船形の土地改良でございます。これに対しては国の助成百八万八千円、市の助成八十五万五千円、合せて

百九十四万三千円を助成しないと考えるわけでございます。

次の共同集落施設の補助金でございますがこれは八幡と正木の二ヶ所が採択にござります。て国なる市の助成四十六万四千円を計といたしてわけでございます。

次の漁船用の共同給水施設でございますがこれは一ヶ所船形の漁業協同組合を単位としてこの施設をするうに二十万助成といたして考え、これ二百六十万七千円を計といたしてわけでございます。

一、二款統計調査費につきまして申しあげます。

十月一日から零時をきりまして全国一斉に調査をします。調査調査に要する費用を希望するようとするものでございます。総額五十八万四千五百四十四円を計といたしてわけでございます。

本市の調査区を二大調査区に分けまして調査員二十六人と
委嘱任命いたしましてわけでございます。従いましてこれ
に要します報酬として四十一万八千六百日。この調査員
の指導員として九名を任命いたしましてこれに要する
報酬一万九千八百月合せて四十三万八千月を計といたし
たわけでございます。

需用費で十四万六千余月をお願いしようとするものであります。
九節・賃金をございしますがこれに要します臨時用人
の雇上料を預金いたしまして。一四節の印刷製本費
二月にわたっては国の委任調査といたしまして本市の
調査として必要な事項を許可を得ましてこの調査
ついでに算計いたそうというふうな関係からこれに要
します印刷費二月を計といたしましてわけでございます。
以上は通常経費をございましてので省畧させていたしま

ます。以上でございます。

○総務課長山口 実君 戦産費について申しあげます。

二、一節施設費九万円でございまして、今圃田館山訓練所
へ建物二棟を今回払い下げる予定で九万円計をいまして、
下。

○選挙書記兼大島重義君 一、三款選挙費について申しあげます。

御承知の通り衆議院は十月解散を以て総選挙が行われ
れる状況にございす。またこの総選挙が行われる

場合には最高裁判所の裁判官の国民審査が行われる

予定でありまして、さらにはこの総選挙の発効に伴い

まして、本県に於いては参議院の地方区の出選議

員に欠員を生ずる様子を以て、この補欠選挙

が衆議院の総選挙後に行われる状況にございす。

でこの予定を以て、二つの選挙費を前回の選挙の実

續々基準に違和計より次第でございませう

一項の選挙管理委員会費については人件費でござい
ますので省畧させていたります。

五項の衆議院議員選挙並に最高裁判所裁判官国
民審査費で五十九万百七十円を計上いたしました。この
内訳は報酬に二万八千七百七十円旅費に五万七千九百
四十円諸手当に二十五万四百円需用費に二十五万三千
六十円を計上いたしました。これの内訳は付記により御了
承願いたします。

その他各費につきましては全部国の委託金をもってまかなう
ことになっております。以上でございます。

○総務課長(山口 実君)支出合計三億六千百五十九万七千四百
七十七円次に文入に福ります。

三款地方交付税に於いて今回七百五十六万二千円これ

本年の交付税は普通交付税の決定した額は六千九百十三万円で今回の追加で六千八百十一万九千円でございます。

次に自転車収入について申し上げます。

今回乗用車購入のため競輪収入を百三万五千円まわすのでございます。競輪は今年度三回終了いたしました。が昨年と同様収入状況は良好なので一応百三万五千円見込んで計上いたしました。

次に項売却代金で一節建物売却代金でございます。百三万五千円は付託にある通り旧図書館の払下げ二十一万と旧庁舎の一部十八万五千円。それから第一中学校校舎売却代金六十四万円は屋根を売り払う代金でございます。

次に国庫支出金について申し上げます。国庫負担金の

教育費負担金二十九万三千円は支出で説明のあり
了りと産業教育施設への負担金でございます

次に文教施設負担金は第二中学校の舎増築に關す
る負担金でございます

二項国庫補助金百七十一万五千二百円について申しとげ
ます。四節学校給食補助金これは標準要保費児童

学校給食補助金として国庫より六万四千二百円参
るものでございます

次に新農山漁村対策補助金も支出で説明のあり、通り
でございます

三項委託金二百四十五万四千四百三十円は国勢調査並に
に衆議院議員選挙、参議院議員選挙の国庫支出金
でございます

次に八款果実支出金五万三千八百円は付記にある通りで

ございます。

九款券付金五十六万円でございます。また、先般で説明のあった通り、薬品業者の券付金三万円、教育券付金で今回、館山高枝商品実験室券付金の五万七千円と神余青年学校建築事業員の券付金三万円、合計五十二万円でございます。

一、二款雑収入三十九万五千円の追加をお願いいたします。これは生活保護の今年度の収入二十六万五千円、環境衛生費の薬剤費実費徴収金十三万円でございます。次に一、二款市債二百万の追加でございます。今週教育市債が四百八十万決定になったので、二百八十万追加いたします。

先入合計三億六千五百五十九万七千四百七十七円、先入支出差引を零であります。

議長（山本 昇君）以上もよろしうて議案第八三号の説明は
終りました。

議長（山本 昇君）続いて議案第八四号。

（書 記 訓 読）

議案第八四号 乗用車の購入について

○総務課長（山口 実君）議案第八四号について申しあげます。

本市にはたいいまプリンス一台とマーキュリー一台の二台が動い
ているのであります。がマーキュリーはすでに老朽になり
ていてほとんど遠乗りには安心して使えない状況でござ
います。つまり市の方針といろいろしてどうしても
常に自由に使える乗用車が二台なければいけないとい
うこととで今乗用車を一台中購入しようとするもの
でございまして、これに御願いたすプリンススカイ

ライニデラックスセロ馬カヲ購入しようとするものでござ
います。

○議長(山本 野) 続いて日程第二三議案第八七号を工程い
てまいります。

この際お諮りいたします。
先ほど本日へ日程とつきまして一応議案を朗読いたし
まして説明。以後は後日ということに御了承願いたい
のであります。特別本議案は説明いたしますとともに
これと決定するで審議いたします。いかがでしょうか。
が御異議ございませんか。

(「異議ございません」と呼ぶ者あり)

○議長(山本 野) 御異議ございません。

よってさよう決定いたします。

(書目 記 朗 読)

議案第八号 国民年金に關する意見書

。議長(山本 昇)君)本意見につまじりて發議者を代表いたし
しりて松本藤太郎君の說明を求めます。

御登壇願います。

(松本藤太郎君 登壇)

。三四番(松本藤太郎君)發議者を代表いたしりて本案の說明を
いりします。

御承知通り国民年金法が制定されりてお互いに待
望よりか、大非常な結構な法律でございまして喜ばれ
たえない次第でございします。昨年二月からその一つ
として無拠出制の年金が実施されております。

そうして去年四月から拠出による国民年金が發足
しりてあるわけでございします。この年金の対象

となる人は恩給共済年金あるいは厚生年金という
 ような年金をいって以外の方でございませう。 簡単に

申しあげますと、その対象となる方というのは国民健康保

険の組合員あるいは日産い健康保険の組合員、こういう

ような方々が対象になるわけでございます。 この階層は

は非常に貧富の差が階層でありその大半の方

の生活というものが、そうゆとりのあるものとは考えうら

ないうでございませう。 内容をみますとこの掛金が最高

四〇年掛ける四〇年掛け続けて五年据置 合計四

五年を、てはじめて最前が三千五百円でございます。

掛金四〇年といううは世界各国調べてみても三〇年が

最高で四〇年というのが世界で一番長い。 一かも対象者

がそういううは階層で長すぎやーないかという点が

指摘されるわけでございます。 また年をとってから受

ける受給年令でございすすが普通の恩給あるいは共済
料金 厚生年金等につまじりてははせいのほ五〇文から
五五文でもうえるのでありますすがこの国民年金についで
は六五文というよう年令が高くなつております。

まうに死七一の場合の点でございすすが六五文になる直
前に病気で死んでも掛け損というようなことのせいよ
うに死七一の場合には遺族に還元すべきである。この
よう考ふるわけです。それから年令の額でござい
ます。今申しエグじりて通り四〇年かけて五年据置て
三千五百円もいうこととございす。この年金
額の増額 今日においても千円や二千円では生活で
まじりせん。まじりてや将来においてはその^保証というもの
はできなわけであります。まあスライドにするかどうか
かわりませんがその場合でもやはり掛金がそれにそつて

とおるわけでございます。もう金額を増加していかなければ
 ばならぬのじゃないか。このように考へるわけでございます。
 お。さうと保険料でございますが三四才まで百円、三五
 才から百五十円というところで、これも強制加入であり
 掛金も義務を負わされておるわけでございますが
 こういふ点もさういふことで、強く強制を避けてという
 ことも考へられるわけでございます。さうと身体障
 害年金という点についても一五年以上掛金を継続して
 いると、けがをした場合でもその対象にならないというよう
 な非常に厳しい内容があるわけでございます。また
 この積立金ですが、全国で二千百億ということがあるわけ
 でございます。この金が五年後には二十五億、一〇年
 後には五十七億ということでもあります。こういう、
 たよう金は社会保障制度という精神の、とりま

エグる次第でございませぬ(拍手)

○議長(山本 早)君 今、説明に付、まゝして何の御質問
疑ひございませぬか。

ア、と認めます

議案第一七号の意見書と本議会の意見として決定し
決定の手続きは、まゝして方法をとることに御異議ござい
ませぬか。

(「異議アリ」と呼ぶ者あり)

○議長(山本 早)君 御異議アリと認めます。

よって本議案を決定し決定の手続きを議長において
行います。 さよう御了承願います。

本日の会議は以エをもちて散会といたします。

次回は十月三日午前十時開会といたします。

その議事は議案第一六三号乃至第一七四号に対する審議

七 継続の事
散会のこと

昭和十五年九月三日

午後四時十五分散会

